

工事の入札における最低制限価格及び調査基準価格等の見直しについて

国が行う工事の入札において、品質確保、ダンピング受注防止の観点から調査基準価格算出式における現場管理費の算入率の見直しが行われたことを踏まえ、本市においても次のとおり最低制限価格及び調査基準価格における現場管理費の算入率の見直しを行います。

1 実施時期

平成 28 年 4 月 1 日以降に入札公告又は指名を行う案件から適用します。

2 見直しの内容

最低制限価格及び調査基準価格算出における現場管理費の算入率を、0.8 から 0.9 に引き上げます。

(1) 最低制限価格

現行

(直接工事費×1.0+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.55) ×1.08×ランダム係数
〔範囲：予定価格の 7/10～ 9.5/10〕



見直し後

(直接工事費×1.0+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55) ×1.08×ランダム係数
〔範囲：予定価格の 7/10～ 9.5/10〕

* 算出式中のランダム係数は 1.000～1.005 の範囲で無作為に抽出した数値

(2) 調査基準価格

現行

(直接工事費×1.0+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.55) ×1.08
〔範囲：予定価格の 7/10～ 9.5/10〕



見直し後

(直接工事費×1.0+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55) ×1.08
〔範囲：予定価格の 7/10～ 9.5/10〕

(3) 失格基準

低入札価格調査において、入札者が提出した工事費内訳書の、「直接工事費＋共通仮設費」又は「現場管理費＋一般管理費」のいずれかが、本市設計における次の算出式によりそれぞれ算出される金額未満の場合は落札者としませんので、この基準についても見直します。

ア WTO、総合評価落札方式（標準型及び簡易型）

【現行】

「 $(\text{直接工事費} \times 0.87 + \text{共通仮設費} \times 0.78)$ 未満」又は「 $(\text{現場管理費} \times \underline{0.69} + \text{一般管理費} \times 0.47)$ 未満」



【見直し後】

「 $(\text{直接工事費} \times 0.87 + \text{共通仮設費} \times 0.78)$ 未満」又は「 $(\text{現場管理費} \times \underline{0.78} + \text{一般管理費} \times 0.47)$ 未満」

イ 総合評価落札方式（特別簡易型）

【現行】

「 $(\text{直接工事費} \times 0.96 + \text{共通仮設費} \times 0.86)$ 未満」又は「 $(\text{現場管理費} \times \underline{0.76} + \text{一般管理費} \times 0.52)$ 未満」



【見直し後】

「 $(\text{直接工事費} \times 0.96 + \text{共通仮設費} \times 0.86)$ 未満」又は「 $(\text{現場管理費} \times \underline{0.86} + \text{一般管理費} \times 0.52)$ 未満」

※ 工事の入札における最低制限価格、調査基準価格及び予定価格については、本来消費税及び地方消費税相当額を含んだ価格（税込）であるため、上記の最低制限価格及び調査基準価格の算出式は税込（1.08 を乗じた形）で記載しています。

一方、入札金額は税抜のため、開札後の入札価格との比較を容易にするために、開札後に公表する最低制限価格、調査基準価格及び予定価格、また横浜市報調達公告版に事前に掲載している予定価格は税抜での表示としていただきますのでご注意ください。

担当：財政局契約第一課
045(671)2244、2247